

令和 8 年度
彦根市任期付職員採用試験
《 保育士・幼稚園教諭 》
— 受 験 案 内 —

彦根市職員選考委員会

申 込 期 間	令和 8 年 8 月 19 日(水)午後 1 時 00 分から 令和 8 年 9 月 17 日(木)午後 4 時 45 分まで
試 験 日	令和 8 年 9 月 25 日(金)
試 験 会 場	彦根市役所本庁舎(彦根市元町 4 番 2 号)

受験申込みおよび試験に関する問合せは

彦根市職員選考委員会事務局 〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号
(彦根市人事部人事課内)
電話 (0749) 22-1411(代表) 内線 455・458
(0749) 30-6106(直通)
FAX (0749) 22-1398

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容	任用期間	採用予定時期
保育士・幼稚園教諭 (産前産後休暇代替・ 育児休業代替・配偶者 同行休業代替任期付 職員)	1 人	保育業務および関連する 行政事務	採用時に調整 の上決定	令和 8 年 11 月以 降(採用時に調整 の上決定)

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

職 種	受 験 資 格
保育士・幼稚園教諭 (産前産後休暇代替・育児休業代替・ 配偶者同行休業代替任期付職員)	次のいずれにも該当する者 ア 保育士の登録をした者(取得見込みの者を除く。) イ 幼稚園教諭 1 種または 2 種の免許状を有する者(取得見込み の者を除く。)

※同一年度内に実施する保育士・幼稚園教諭(産前産後休暇代替・育児休業代替・配偶者同行休業代替任期付職員)の採用試験は 1 度しか受験することができません。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 彦根市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
上記の地方公務員法に規定する欠格条項のほか、学校教育法に規定する欠格事由に該当する者についても、受験できません。

学校教育法第9条に規定する欠格事由

- ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられた者
- イ 教育職員免許法第10条第1項第2号または第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ウ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験

(1) 試験の場所 彦根市役所本庁舎(彦根市元町4番2号)

(2) 試験の方法、内容および日程

方 法	内 容	日 程
実技試験	絵本の読み聞かせと、その振り返りを記述する試験を行います。	令和8年9月25日(金) 午後1時30分から
面接試験	個人面接による試験を行います。	

(3) 試験日および結果発表

令和8年10月上旬頃に彦根市役所および支所・各出張所の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。

また、彦根市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

4 採用についての留意事項

- (1) 最終合格者は、保育士・幼稚園教諭(産前産後休暇代替・育児休業代替・配偶者同行休業代替任期付職員)の採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用が決定されます。この名簿の有効期限は登録の日から2年間です。
- (2) 日本国籍を有しない者で、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用できません。また、採用後の任用に当たっては、公務員に関する基本原則に基づき、次に掲げる職以外の職に就きます。
 - ア 公権力の行使に該当する業務を行う職(住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定する業務を行う職)
 - イ 公の意思の形成への参画に携わる職(行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職等)

5 給与および勤務時間

- (1) 給与は、彦根市職員の給与に関する条例等により支給されます。給料は、月額231,200円(短期大学卒業の場合)、月額239,500円(大学卒業の場合)で、経歴その他に応じて、一定の額が加算されます(上限額は296,200円です。採用時に学歴および職歴を証する書類を提出していただきます。)

そのほか、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

また、任用期間中の昇給は、上限額に達するまで、任期の定めのない職員と同様の制度で行われますが、昇格はありません。

(例) 民間企業等の職務経歴年数が以下のとおりの場合

職務経歴年数	初任給 (短期大学卒業の場合)	初任給 (大学卒業の場合)
5 年	249, 700 円	256, 300 円
10 年	259, 200 円	263, 200 円
15 年	263, 200 円	267, 000 円

なお、この額等は令和 8 年 4 月 1 日現在の条例等に基づき算出したものです。

- (2) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までですが、勤務場所により変則勤務等がある場合もあります。
- (3) 社会保険に関しては、滋賀県市町村職員共済組合に加入します。

6 受験手続および申込期間

- (1) 受験申込みについて

ア 申込方法

彦根市電子申請サービスから、受験申込みを受け付けます。

〔彦根市ホームページ→市政の情報→採用・人事〕にアクセスし、申込手続を確認の上、彦根市電子申請サービスで「令和 8 年度彦根市任期付職員採用試験受験申込み(保育士・幼稚園教諭)」に必要事項を入力し、申し込んでください。

郵送および窓口での申込受付は行っておりませんのでご注意ください。

彦根市電子申請サービス 令和 8 年度彦根市任期付職員採用試験受験申込み(保育士・幼稚園教諭・2 回目)
URL

https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1976

(スマートフォン用 2 次元バーコード)



イ 申込みに必要なもの

- (ア) パソコンまたはスマートフォン(インターネットに接続されたもの)
- (イ) 電子メールアドレス
- (ウ) PDF ファイル形式を閲覧できるソフト
- (エ) 証明写真(添付可能な拡張子は、「jpeg」または「jpg」または「png」)
- (オ) 「保育士の登録」および「幼稚園教諭 1 種または 2 種の免許状」を有することを証明する書類の写しのデータ(添付可能な拡張子は、「pdf」または「jpeg」または「jpg」または「png」)

※パソコンやスマートフォンの機種によっては利用できない場合があります。

詳細は、彦根市電子申請サービスの「FAQ」を確認してください。

ウ 証明写真について

申込時に彦根市電子申請サービス上で添付いただく写真は、縦 4cm、横 3cm 程度の大きさのもので、最近 6 か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのものを添付ください。写真がない場合、写真が不鮮明その他受験写真として適当でない場合は、受け付けません。

エ 「保育士の登録」および「幼稚園教諭 1 種または 2 種の免許状」を有することを証明する書類の写し

のデータについて

申込時に彦根市電子申請サービス上で添付いただけるファイルの容量は、1つの申込みにつき合計20MBです。容量制限で本データファイルを添付できない場合のみ、申込みとは別途、事務局あてに電子メールにより送付してください(E-mail : saiyou@ma.city.hikone.shiga.jp)。

オ 受験票のダウンロード

申込者には彦根市電子申請サービス上にて、「受験票」をPDFファイル形式で発行します。なお、発行時には、受験票取得方法通知メールを申込者あて送付します。試験日当日に受験票が必要となりますので、彦根市電子申請サービス上から必ず「受験票」をダウンロードし、試験会場でご提示ください(スマートフォン等の画面の提示で可)。

また、受験票については、電子メールでの送信や、郵送は行いませんので、上記のとおり彦根市電子申請サービス上から入手してください。

カ その他注意事項等

(ア) 障害がある方で、受験上の合理的配慮を必要とする場合は、申込受付期間中に事務局まで連絡してください。

(イ) 使用するパソコンまたはスマートフォンの故障や通信回線上の障害、また推奨する環境によらない環境で発生したトラブル等については、本市では一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 申込期間

令和8年8月19日(水)午後1時00分から令和8年9月17日(木)午後4時45分まで

※システム管理等のため、一時的に利用できない場合があります。

※締切間際は混雑が予想されます。インターネットの特性上、データの送信等に時間がかかり、受付時間中に処理できない場合がありますので、時間に余裕を持って申し込んでください。

7 試験の注意事項

受験票に、受験上の注意を記載しています。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律に基づき、口頭により開示を請求することができます。

ただし、電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(学生証、運転免許証、旅券等で写真のあるもの)および受験票を持参の上、次の開示受付期間の午前9時から午後4時45分までに、事務局までお越しください(ただし、土・日曜日および祝日は受付しておりません)。

開示請求できる者	開示内容	開示受付期間
試験受験者	試験の合計得点およびその順位	試験の合格発表の日から1か月間

育児休業代替任期付職員または配偶者同行休業代替任期付職員とは

- (1) 育児休業または配偶者同行休業を取得する職員の代替として勤務する正規の職員です。
- (2) 任期が定められていること、育児休業または配偶者同行休業を取得できないこと等、一部の条件を除いて給与、勤務時間、服務、休暇等の勤務条件は、任期の定めのない職員とほぼ同様です。
- (3) 試験の合格者は採用候補者名簿に登録され、職員の育児休業または配偶者同行休業の取得に合わせて採用されます。
- (4) 名簿の有効期間は、登録の日から2年間です。

- (5) 任期は、育児休業または配偶者同行休業を取得する職員の育児休業期間(最長3年未満)または配偶者同行休業期間(最長3年以下)により異なります。なお、育児休業代替任期付職員については、6か月以上育児休業を取得する職員の代替となりますので、任期は概ね6か月以上3年未満です。配偶者同行休業代替任期付職員についても任期は同様とします。

※育児休業または配偶者同行休業を取得する職員が育児休業期間または配偶者同行休業を延長または短縮した場合、任期の延長または短縮をされる場合があります。また、名簿の登録期間内であれば、他の職員の代替として再度採用される場合があります。

※勤務が可能な人については、育児休業を取得する職員の産前産後休暇期間に、産前産後休暇代替任期付職員として勤務をお願いすることがあります。

※産前産後休暇代替任期付職員として勤務いただく期間中の勤務条件等は、育児休業代替任期付職員と同じです。

※職員の育児休業または配偶者同行休業の取得状況等によって、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

《試験会場案内図》



※ 試験会場(彦根市役所本庁舎)はJR彦根駅西口を出て、徒歩約7分です。

※ お車でお越しの際は、市役所本庁舎の駐車場(本庁舎正面の駐車場または本庁舎裏の立体駐車場)をご利用ください。